○東北地方整備局告示第三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和元年九月五日

東北地方整備局長　佐藤　克英

第１　起業者の名称　福島県

第２　事業の種類　県道いわき石川線改築工事（石川バイパス・福島県石川郡石川町大字形見字明内地内から同町大字双里字宮ノ前地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　福島県石川郡石川町大字形見字明内、字形見、字漆方、字古市場、字小原及び字借宿並びに大字双里字双里及び字宮ノ前地内

２　使用の部分　福島県石川郡石川町大字形見字明内、字形見、字漆方、字古市場、字小原及び字借宿並びに大字双里字双里及び字宮ノ前地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、福島県石川郡石川町大字形見字明内地内から同町字石田地内までの延長5.0㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道いわき石川線改築工事（石川バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第３号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

県道いわき石川線（以下「本路線」という。）は、道路法第７条の規定により福島県知事が県道に認定した路線であり、起業者である福島県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により福島県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、福島県いわき市を起点とし、石川郡古殿町を経由して、同郡石川町に至る延長約53.6㎞の幹線道路である。

本路線の起点であるいわき市は、平成23年３月11日に発生した東北地方太平洋

沖地震及びこれに伴う津波により、多くの生命及び財産が奪われるなど、壊滅的な被害を受けた地域であり、本路線は、いわき市と福島県県中地域の石川郡石川町とを連絡する路線として、復興に必要な人員、物資等の輸送交通に利用されているほか、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、福島県防災会議が策定した福島県地域防災計画において、第２次確保路線に指定されている重要な路線である。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、石川郡石川町の市街地区間を通過しており、地域住民の生活交通にも広く利用されているにもかかわらず、福島県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成24年福島県条例第104号。以下「福島県条例」という。）に定める車線幅員等を満たさない区間があり、交通事故も多発するなど、地域の幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、十分な車線幅員等を有する道路が新たに整備され、現道における大型車等の通過交通を分担することから、現道の安全性の向上が図られるとともに、災害時等において現道の幹線道路としての機能を代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年９月及び平成30年10月に任意で大気質及び騒音等の影響、動植物に関する調査を実施しており、その結果によると、大気質及び騒音等については法令に定められた基準を満足するとされている。

また、動植物に関する調査等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているブッポウソウ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、サシバ、ゲンゴロウ、マルガタゲンゴロウ、ギバチ及びマルタニシその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているヌカボタデ及びミズオオバコ、準絶滅危惧として掲載されているナガミノツルキケマン、アギナシ及びイトトリゲモその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺には同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響はない又は小さいとされている。

なお、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が２箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、十分な車線幅員等を有する道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することなどを目的として、福島県条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、福島県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、山間部の一部区間をトンネル構造で通過する申請案のほか、トンネル構造によらず山際の地形を通過するルート案の２案による検討が行われている。

両案を比較すると、申請案は、トンネル及び橋梁の構造物延長は長くなるものの、取得必要面積及び移転対象物件が少なく、事業費も低く抑えられていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると申請案が合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は幅員狭小区間等が存在し、交通事故も多発していることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、いわき市長を会長とする主要地方道いわき石川線整備促進期成同盟会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福島県石川郡石川町役場